

平成25年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成25年6月18日 午前10時04分 開会
午前11時13分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第27号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第4 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第5 報第3号 平成24年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第4号 平成24年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第5号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報第6号 平成24年度葛城市学校給食特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報第7号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度葛城市一般会計補正予算(第8号)について)
- 日程第12 議第28号 葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについて
- 日程第13 議第29号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議第30号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第31号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第32号 工事請負契約の締結について
(葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事)
- 日程第17 議第33号 工事請負契約の締結について
(葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事)
- 日程第18 議第34号 平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第19 議第35号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第20 議第36号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時04分

寺田議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。平成25年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成25年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第20までの18議案でございます。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみといたしまして、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果等について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、閉会中に開催されました常任委員会並びに特別委員会の審査状況について、各委員長より報告願います。

初めに、総務文教常任委員長より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の継続審査の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成25年5月10日、6月13日に開催し、審査をいたしております。

5月10日開催の委員会におきまして、最初に、葛城市学校給食センターについてであります。プロポーザルによる業者選定を終え、基本設計業務委託契約が交わされたことを受け、委員からは基本設計作成に当たってアレルギー対策、地産地消の推進、環境に配慮した施設設計等が要望されました。

次に、葛城市職員採用事務に関する調査については、私から理事者に対しまして調査項目ごとに委員の皆様よりお預かりした質問をさせていただき、委員からもこれに加えて補足関連質問をされました。

6月13日開催の委員会では、最初に葛城市学校給食センターにおける事業の進捗状況及び今後の計画等について、前回の委員会以降から現時点において、これらの内容について説明を受けました。委員からは遅滞なく計画どおりに事業を進めていただきたい、建物の建築計画のほかにも、新しい給食センターの運営方針等を早急に委員会に報告いただきたい等の要望がありました。

次に、葛城市職員採用事務に関する調査については、本件についての調査は終了とし、次回の委員会でこれまでの委員会においての調査結果に基づき、調査報告書を作成することに決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

寺田議長 次に、議会改革特別委員長より報告を願います。

10番、溝口幸夫君。

溝口議会改革特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成25年5月9日、5月24日及び6月5日の3日間にわたり開催し、葛城市議会委員会条例の改正について審査をいたしております。

本件につきましては、葛城市議会の議員定数が、今年の10月に控えております次の一般選挙から15人に削減されることに伴い、各常任委員会及び議会運営委員会の構成について、常任委員会の数、またそれぞれの委員定数等を新たに定める必要があります。このことから委員会では、近隣市や全国人口5万人以下の市議会における常任委員会の設置状況などを参考にしながら、常任委員会の役割を果たすための方策として、2常任委員会とした場合のメリットやデメリット、また常任委員会の複数所属制など、委員の皆さんからさまざまなご意見をいただき、議論を重ねてまいりました。

その結果、まず常任委員会の数につきましては、現在と同じ3常任委員会とし、各常任委員会の委員定数については、現在の6人から5人に変更することにいたしました。次に、常任委員会の所管及び名称については、総務文教常任委員会は現在のままで変更はございませんが、民生水道常任委員会については、現在の所管のうち上下水道部を都市産業常任委員会の所管へ移管いたしまして、これに伴い委員会の名称を生活福祉常任委員会に変更することにいたしました。そして、都市産業常任委員会は名称はそのままで変更はございませんが、所管については、先ほど述べました今まで民生水道常任委員会の所管となっておりました上下水道部を、新たに追加することにいたしました。最後に議会運営委員会の定数につきましては、現在の7名から8名以内に変更することにいたしております。そして、これらの決定事項に基づき、葛城市議会委員会条例の改正案を議員提出議案として、本6月定例会に提出させていただいております。また当委員会の検討テーマの再確認と、今後の集中検討テーマについて、正副委員長一任とし、議会改革に更に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

寺田議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成25年第2回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また日ごろは、議会活動を通じまして市民の皆様のためにご活躍をいただいておりますことに敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件に関しましては、人事案件が1件、報告案件が6件、承認案件が2件、それと議決案件が9件、合わせて18件でございます。それぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただ

きまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

寺田議長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番、朝岡佐一郎君、12番、赤井佐太郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 それでは、このたびの平成25年第2回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る6月7日及び6月17日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第27号につきましては人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。なお、本案につきましては、人事案件でございますので議案の朗読を行います。

次に、日程第4、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第5、報第3号から日程第9、報第7号までの報告案件5件につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。この件につきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第10、承認第2号及び日程第11、承認第3号の専決処分の承認2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第12、議第28号から日程第15、議第31号の4議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第28号、議第31号につきましては民生水道常任委員会に、議第29号、議第30号につきましては総務文教常任委員会に、それぞれ付託をいたします。

次に、日程第16、議第32号及び日程第17、議第33号の工事請負契約締結案件2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第32号、議第33号ともに総務文教常任委員会へ付託をいたします。

最後に、日程第18、議第34号から日程第20、議第36号までの各会計補正予算3議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第34号の一般会計補正予算につきましては、それぞれの関係部分を所管の各常任委員会に分割付託し、審査をお願いいたします。議第35号、議第36号につきましては、民生水道常任委員会に付託し審査を

お願いいたします。

以上で1日目は散会といたします。

なお、今回提出をされております議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の審査の終了後、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日6月18日から28日までの11日間とし、6月20日午前10時より本会議、一般質問を行います。21日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。24日午前9時30分より総務文教常任委員会、25日午前9時30分より民生水道常任委員会、26日午前9時30分より都市産業常任委員会を開催し、それぞれの付託議案の審査をお願いいたします。27日は予備日とし、28日午前10時より本会議を開会いたします。初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項について、審査の状況をそれぞれの委員長より報告を願います。その後、各常任委員会に付託をされました議案につきましては委員長よりの審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。そして、先ほど申し上げました議員提出議案の審議に入ります。

会議日程及び会期については以上でございます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式で選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告でございました。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

寺田議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日18日から28日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日18日から28日までの11日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第27号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第27号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく議会の同意を求めます。

記

住所 葛城市葛木●●●番地●●

氏名 米田知昭

昭和●●年●月●●日生

平成25年6月18日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

寺田議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第27号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の谷口房子氏が本年4月3日付をもちまして辞職となりましたので、新たに葛城市葛木●●●番地●●、米田知昭氏を任命いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」と規定をされておりますことから、新庄小学校PTA会長、新庄中学校PTA会長、新庄中学校評議員、奈良県のPTA理事等を歴任されてきて、現在、大学生と中学生の保護者でもある米田氏にお願いをすることにいたしましたわけでございます。

また、米田氏は人格が高潔で、教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件につきまして、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 おはようございます。それでは、ただいま上程いただきました報第2号、平成24年度葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元に配付しております平成24年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきましてご説明を申し上げます。なお、皆様方のお手元に平成24年度中に取得いたしました資産、あるいは売却資産の位置図、平成24年度期末保有資産の位置図等をお示ししておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、2ページの方をごらんいただきたいと思います。まず、開発公社の概要でございます。本年度の事業収支につきましては、収益的収入で2億5,075万8,044円、収益的支出で2億3,985万791円、資本的収入で4,008万円、資本的支出2億8,829万1,276円でございます。

続きまして、平成24年度中の取得事業の内容につきましてご説明申し上げます。新庄駅前通り線事業用地として保有いたしておりました土地との交換による取得でございまして、用地費は0円、補償のみで3,864万6,000円。取得事業はこの1件のみで合計額も同額でございます。

次に、売却事業費の内訳についてご説明いたします。まず、新庄駅前通り線の事業用地では、2筆の土地65.35平方メートルで、補償費2件を合わせまして売却原価は6,678万2,156円、売却収益は6,744万9,976円でございます。次に、学校給食センター建設事業用地では、3筆の土地4429.97平方メートル、売却原価は1億2,590万4,122円、売却収益は1億2,934万9,796円でございます。次に、尺土駅前周辺整備事業用地では、5筆の土地953.41平方メートルと、補償費の1件の売却原価は4,685万6,094円、売却収益は5,383万4,554円でございます。

以上、売却事業の合計は10筆の土地5448.73平方メートルと2件の補償費を合わせまして、売却原価は2億3,954万2,372円、売却収益は2億5,063万4,326円でございます。なお、平成24年度末の事業総資産につきましては、3億2,227万2,427円となりました。損益計算につきましては事業総収益で1,109万1,954円、事業外収益で12万3,718円、事業損失で30万8,419円、経常利益では1,090万7,253円となり、当期の純利益につきましても1,090万7,253円となりまして、準備金の合計は1億884万3,447円となったわけでございます。また、借入金につきましては当期の増加高で4,008万円、当期減少高は2億4,354万円となりまして、期末残高では2億1,087万円となりました。

次に、8ページの方に移らせていただきます。平成24年度の収支決算書でございます。まず収入の部では、事業収益の公有用地の売却収益は決算額2億5,063万4,326円で、これは2

ページで説明いたしました公有地の売却収益の価格でございます。次に、事業外収益の受取利息は1,948円、南都銀行、大和信用金庫、中央信用金庫、3つの金融機関からでございます。雑収益では12万1,770円で、駐車場の貸付料や電柱占用料等、これらを合計いたしまして、収益的収入が2億5,075万8,044円でございます。

次に、支出のうち事業原価、公有用地の売却原価は決算額が2億3,954万2,372円で、これも2ページで説明いたしました公有地の売却原価の価格でございます。次に、一般管理費の経費30万8,419円で、保有地の管理に要する費用でございます。これらを合計いたしまして2億3,985万791円でございます。

次に、9ページの方をお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入のうち資本的収入の借入金では、決算額4,008万円で合計額も同額でございます。次に、支出の資本的支出、公有地取得事業費では、決算額4,475万1,276円、借入金の償還金につきましては、決算額では2億4,354万円、支出の合計額は2億8,829万1,276円でございます。

次に、4ページの方にお戻りいただきたいと思っております。公社の損益計算書でございます。平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間でございます。まず事業収益の土地売却収益につきましては2億5,063万4,326円、事業原価の土地売却原価は2億3,954万2,372円でございます。事業総収益につきましては1,109万1,954円でございます。次に、一般管理費の事業損失は30万8,419円でございます。次に、事業外収益の受取利息は1,948円、次の雑収益の12万1,770円を合計いたしまして12万3,718円でございます。したがって、経常利益は1,090万7,253円、当期の純利益も同額の1,090万7,253円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。公社のキャッシュ・フローの計算書でございます。平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の現金の動きをあらわしたものでございます。まず、1の事業活動によるキャッシュ・フローでございますが、公有地取得事業収入では2億5,063万4,326円、その他の事業収入が12万1,770円、公有地取得事業支出が4,648万497円の支出でございます。差し引き2億427万5,599円となり、これに利息の受取額1,948円を合計いたしまして、事業活動によりますキャッシュ・フローにつきましては2億427万7,547円でございます。

次に、6ページに移らせていただきます。3の財産活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入れによります収入が4,008万円で、長期借入金の返済による支出が2億4,354万円の支出でございます。差し引き、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナスの2億346万円でございます。次に、4の現金及び現金同等額は、1の事業活動によるキャッシュ・フローの2億427万7,547円と3の財務活動によるキャッシュ・フローのマイナス2億346万円を差し引きまして81万7,547円となりまして、5の平成24年度の期首の現金及び現金同等物の残高539万1,848円から、6の平成24年度末の現金及び現金同等物の残高が620万9,395円となったわけでございます。

次に、3ページに戻っていただきたいと思っております。平成25年3月31日までの貸借対照表でございます。まず資産の部、流動資産、現金及び預金でございますが、620万9,395円でございます。代行用地では3億2,227万2,427円、流動資産の合計につきましては3億2,848万

1,822円で、資産合計は同額の3億2,848万1,822円でございます。

次に、負債の部でございます。固定負債の借入金は2億1,087万円で、大和信用金庫及び中央信用金庫からの借入金でございます。未払金では376万8,375円、固定の負債合計では2億1,463万8,375円、負債合計につきましても同額の2億1,463万8,375円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産は500万円でございます。準備金で、前期の繰越準備金9,793万6,194円、当期の純利益が1,090万7,253円、準備金合計といたしまして、1億884万3,447円でございます。また、資本合計につきましても1億1,384万3,447円で、負債・資本の合計額は3億2,848万1,822円でございます。

最後に、10ページの方をごらんいただきたいと思います。平成24年度の決算意見書でございます。公社の決算につきましては、去る4月22日午前10時から川辺、邨田両監事の監査を受けたところでございまして、いずれも適正と認めていただきましたのであわせてご報告を申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第5、報第3号から日程第9、報第7号までの報告案件5議案を一括議題といたします。本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第3号から報第7号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成24年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、地域循環型社会形成推進事業、国鉄・坊城線整備事業でございます。

地域循環型社会形成推進事業につきましては、継続費の総額が52億580万円、平成24年度継続費予算現額といたしまして5億7,100万円、支出済額が0円、差引額5億7,100万円を翌年度へ通次繰越したものでございます。

また国鉄・坊城線整備事業につきましては、継続費の総額は9億4,715万6,000円、平成24年度継続費予算現額は0円でございますが、前年度よりの通次繰越額が2億8,741万円であり、支出済額が8,308万7,672円、差引額2億432万2,328円を翌年度へ通次繰越したものでございます。以上2事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報第4号、平成24年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、昨年の12月議会及び3月議会において設定及び追加いたしました繰越明許費、新庄小学校附属幼稚園園舎改築事業、し尿中継槽撤去及び建設事業、

市単独土地改良事業、農業体質強化基盤整備促進事業、農村地域防災減災事業、震災対策農業水利施設整備事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業、全国瞬時警報システム自動起動整備事業、消防救急デジタル無線整備事業、忍海小学校南棟地震補強・大規模改造事業、白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造事業、當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業の16事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報第5号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、3月議会において設定いたしました繰越明許費、流域下水道建設負担金につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報第6号、平成24年度葛城市学校給食特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、3月議会において設定いたしました繰越明許費、学校給食センター建設事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

最後に、報第7号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、3月議会において設定いたしました繰越明許費、葛城市霊苑周回道路整備事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本5議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

白石議員。

白石議員 上程されています報第4号並びに報第6号の報告について、2点にわたってお伺いをしたいと、このように思います。

報第4号の平成24年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。まず、6ページの繰越計算書についてであります。8款教育費、5項社会教育費、事業名、當麻寺奥院本堂方丈解体修理事業についてであります。本年3月の提案された明許繰越費では120万円でありましたが、最終的な内容、金額は63万6,000円。56万4,000円と半額近い減額になっておりますが、これらの理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、10ページの学校給食特別会計明許繰越費繰越計算書についてであります。事業名、学校給食センター建設事業費であります。3月の議会における明許繰越費については1,827万円でありました。それが翌年度の繰越額の確定の金額は1,554万円となり、273万円の減になっておりますが、これはどのような理由によるものか、お伺いをしておきたいと思っております。

寺田議長 ただいまの2点について、答弁願います。

山本総務部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの白石議員のご質問、當麻寺の奥院の本堂の方丈解体修理事業でございます。3月当初繰越額にいたしましては、120万円ということでした。年度執行といたしまして、このうち71万3,150円、執行いたしました後の残が残っておりますでございます。

したがって、年度途中平成24年度といたしまして、56万4,000円が執行なされたことによります翌年度への繰越額につきましては、63万6,000円という内容でございます。

もう1点お尋ねがございました、学校給食特別会計におけます繰越明許費についてでございます。

当初1,827万円ということで、こちらにつきましては、測量設計の委託料繰越ということを設定いたしておいたわけでございます。これが契約1,554万円となったことによります分でございます。

内容につきましては以上でございます。

寺田議長 白石議員。

白石議員 総務部長からご答弁をいただきました。確定額ということで、当然こういうような差異が出てくるというふうに思いますけれども、少なくとも平成24年度末に明許繰越費として、この措置をされているわけですから、それらの経費の額というものは少なくとも確定的な経費であって、この事業の内容そのものを把握されているというのが当然のことではないのかというふうに思います。

しかし、契約差金というようなものは当然出てくるということでもありますので、これはやむを得ないものと考えます。

以上です。

寺田議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本5議案につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承を願いたいと思います。

次に、日程第10、承認第2号及び日程第11、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。本2議案につきましても、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました承認第2号及び承認第3号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を平成25年3月30日に公布し、平成25年4月1日から施行する必要があるため、

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、世帯の被保険者が減少しても、軽減判定時に後期高齢者医療制度の被保険者となられた人も特定同一世帯所属者として所得及び人数に含めることで、最大5年間、従前と同様の軽減判定を受けることとなっている措置について、期限を区切らない恒久措置とするものとなります。2点目といたしまして、事例として2人世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯の保険税の負担緩和のため、医療分と支援金分の世帯割の平等割額を移行から5年間は2分の1の軽減措置となっているものを、平成25年度より6年目以降も軽減割合を4分の1に縮小して、更に3年間に限り、軽減措置を延長するものでございます。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。本案につきましては、昨年12月議会におきまして、新庄小学校附属幼稚園園舎改築事業の工事請負費等の追加に伴う起債について、合併特例債において補正を行ったものでございますが、年度末に合併特例債より、より有利な緊急防災・減災事業債の協議、同意を得る運びとなることによる組み替えを行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

それでは、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、承認第2号議案に対しまして討論に入りたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより日程第10、承認第2号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、承認第3号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより日程第11、承認第3号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第12、議第28号から日程第15、議第31号までの4議案を一括議題といたします。

これより、本4議案につきまして、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第28号から議第31号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第28号、葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについてでございますが、本案につきましては、子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が公布されました。それに伴い、子ども・子育て支援事業計画の策定等、必要な事項を調査、審議をするため、審議会その他の合議制の機関の設置が求められており、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき葛城市子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定するものでございます。平成25年7月1日から施行するものでございます。

次に、議第29号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてでございます。本案につきましては、平成18年6月14日に公布、施行されました消防組織法の一部を改正する法律による改正後の消防組織法第31条の規定に基づき、消防の事務を処理する一部事務組合を設立することについて、構成市町村と協議の上、本規約を制定するものでございます。奈良県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

次に、議第30号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、まず、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる改正でございます。次に、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行う改正でございます。次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象者の拡大でございます。この特例の対象者は、その有していた家屋で居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者とされているが、これらのものに加え、その家屋の所有者が死亡した後においては、その家屋に同居していた相続人を対象とする改正でございます。以上、これらの改正規定は平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、個人住民税における住宅ローン控除の延長及び所得税の住宅ローン控除の適用者、平成26年から平成29年までの入居者について、所得税で控除しきれない場合に個人住民税から控除する限度額の引き上げの改正でございます。次に、東日本大震災によって家屋が滅失等で自己の居住の用に供することができなくなった人は、残りの適用期間についても、引き続き住宅借入金特別控除の適用を受けることができるもので、これについても所得税で控除

しきれない場合に、個人住民税から控除する限度額の引き上げの改正でございます。次に、東日本大震災によって、居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金特別控除と東日本大震災の被災者の住宅再取得の場合の住宅借入金特別控除は、重複して適用を受けることができるもので、これについても所得税で控除しきれない場合に個人住民税から控除する限度額の引き上げの改正でございます。以上、これらの改正規定は平成27年1月1日から施行するものでございます。

最後に、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例により特例率を市町村の条例で定めるものでございます。規定する協定倉庫に対して課すべき、平成26年度以降の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

最後に、議第31号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたこと等に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から、東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について規定した附則を改正するもので、譲渡に係る国民健康保険税の課税の特例措置の根拠規定となっている地方税法附則において、項の新設等に伴う条項の整備が行われたことによる引用条項の改正については、平成26年1月1日から施行するものでございます。地方税法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う引用条項の改正については、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましても一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第28号及び議第31号の2議案につきましては民生水道常任委員会に、議第29号及び議第30号の2議案につきましては総務文教常任委員会に、それぞれ付託し審査を願います。

次に、日程第16、議第32号及び日程第17、議第33号、工事請負契約の締結についての2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第32号及び議第33号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第32号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事についてでございます。本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の白鳳中学校

屋内運動場につきまして耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、耐震補強工事、大規模改造工事をしようとするものでございます。屋内運動場の構造及び規模は鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ面積は1,365平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成25年6月6日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、株式会社奥村組が落札しましたもので、契約金額1億6,852万5,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第33号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事についてでございます。本工事につきましても、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の忍海小学校南棟につきまして耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、耐震補強工事・大規模改造工事をしようとするものでございます。校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ面積は1,292平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成25年6月6日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社森組が落札しましたので、契約金額1億5,540万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましても一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては総務文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第18、議第34号から日程第20、議第36号までの各会計補正予算3議案を一括議題といたします。本3議案につきましても、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第34号から議第36号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,785万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億2,385万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、総務費ではLED照明導入調査業務委託料及び賃借料、ICT街づくり推進事業委託料、民生費では職員の産休に伴う臨時雇用賃金、衛生費では風しんワクチン接種助成金、消防費では消防団員退職報償金等でございます。

次に、議第35号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億391万2,000円と

するものでございます。

補正内容につきましては、特定健康診査等事業費でリース期間終了後も使用してまいりました輪転機の故障に伴い、新たに輪転機を購入するものでございます。

最後に、議第36号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,871万2,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、総務費において臨時雇用賃金及び要介護認定調査委託料の追加となっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本3議案につきましても一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

寺田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3議案につきましては、3つの常任委員会へ付託いたします。

総務文教常任委員会には議第34号の関係部分を、民生水道常任委員会には議第34号の関係部分、議第35号及び議第36号の3議案を、都市産業常任委員会には議第34号の関係部分をそれぞれ付託し、審査願います。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、20日、21日、28日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、24日午前9時30分から総務文教常任委員会、25日午前9時30分から民生水道常任委員会、26日午前9時30分から都市産業常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚くお礼を申し上げたいと思えます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午前11時13分